



令和元年 10 月からスタート 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

対象となる人

■ 老齢基礎年金を受給している人

以下の要件すべてを満たしている必要があります。

- ✓ 65 歳以上である
- ✓ 世帯員全員が町民税非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 前年の所得額が 462 万円以下である

請求手続きは
お早めに！

請求手続き

①平成 31 年 4 月 1 日以前から年金を受給している人には、日本年金機構から請求手続きの案内が 9 月上旬から順次届きます。

同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成 31 年 4 月 2 日以降に年金を受給し始めた人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でわからないことや困ったことがあるときは、

『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）までお電話ください。

年金給付金

検索



直轄地区障がい者
虐待防止センター

「かのん」
をご存じですか



「ひとりで悩まないで。」

悩んだときは、かのんに相談してください

直轄地区障がい者虐待防止センターかのんでは、障がいのある人の権利擁護や虐待に関する相談をお受けします。

「障がい者の虐待ではないか？」と気づいたり、感じたら相談(通報)してください!!

● 障がい者虐待とは

養護者（家族・親族・同居人など）、施設従事者等（障がい福祉施設や障がい者福祉サービス事業に従事する職員など）、使用者（本人を雇用する事業主、事業所の上司・同僚など）が障がいのある人に行う次のような行為を障がい者虐待といいます

身体的虐待

暴力などで身体に傷やアザ、痛みを与える行為（叩く、殴る、蹴る など）

心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族などが、介護や世話を放棄するような行為

性的虐待

本人の同意もなく行う性的な行為や、わいせつな行為

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

障がい者の虐待に気づいた人には、通報義務があります。通報した人の情報は守られます。また、匿名による通報も受け付けています。

直轄地区障がい者虐待防止センター かのん

〒 822-0026 直方市津田町 7 番 20 号 直方市健康福祉課別館 ☎ 24 局 1556 番 FAX24 局 1552 番

● 電話での相談は 24 時間 365 日受け付けています。

● 障がいのある人に対する虐待でも、年齢などによっては受付窓口が異なる場合があります。